

令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、汚水処理施設未普及地域の早期解消と持続可能な汚水処理対策を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から公共浄化槽に転換する者及び既設の合併処理浄化槽又は公共浄化槽から公共浄化槽に更新する者に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽(し尿のみを処理するものに限る。)
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。)をいう。
- (4) 公共浄化槽 白鷹町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例(平成14年3月25日条例第6号)により、町が設置する合併処理浄化槽をいう。
- (5) 専用住宅 主として居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設するものにあつては、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること。)をいう。
- (6) 転換 専用住宅において設置された既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽(以下「単独処理浄化槽等」という。)を、同一敷地内において公共浄化槽に設置替えすることをいう。
- (7) 更新 専用住宅において設置された既設の合併処理浄化槽又は公共浄化槽(以下「合併処理浄化槽等」という。)を、同一敷地内において公共浄化槽に設置替えすることをいう。
- (8) 宅内配管工事 公共浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事をいう。
- (9) 撤去工事 転換・更新に付帯して既設の単独処理浄化槽等又は合併処理浄化槽等を全て撤去する工事をいう。ただし、単独処理浄化槽等又は合併処理浄化槽等が建物基礎に密接している等の理由により、全て撤去することが困難であると認められる場合はこの限りではない。

(交付の対象)

第3条 専用住宅において、既設の単独処理浄化槽等から公共浄化槽への転換又は既設の合併処理浄化槽等から公共浄化槽への更新を行う者で、次の各号に適合する者に補助金を交付する。

- (1) 公共浄化槽の分担金の支払いを完了した者
- (2) 町長が定める期間内に完了実績報告書を提出できる者
- (3) 町税等に滞納がない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定める額を上限とし、当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 宅内配管工事に係る費用 33万円
- (2) 既設単独処理浄化槽の撤去工事に係る費用 15万円
- (3) 既設合併処理浄化槽の撤去工事に係る費用 15万円
- (4) 既設汲み取り便槽の撤去工事に係る費用 12万円

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 付近案内図
- (2) 既設単独処理浄化槽等からの転換又は合併処理浄化槽等の更新であることを証する書類
 - ① 住宅の平面図
 - ② 建物配置及び配管図(着工前と完成予定図)
 - ③ 単独処理浄化槽等又は合併処理浄化槽等の撤去前の写真
- (3) 工事請負契約書及び見積書の写し(宅内配管工事、単独処理浄化槽等又は合併処理浄化槽等の撤去工事の内訳がわかるものとする)
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 既設単独浄化槽等又は既設合併処理浄化槽等を全て撤去することが困難な場合は、その内容を記した理由書
- (6) 分担金支払い証明書(分担金納入領収書の写し)
- (7) 納税証明書等
- (8) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付決定書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては、令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)に

よりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請の内容から3割以上の変更をするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内(第7条第1項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから1か月以内)又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 施工状況を明らかにする写真
- (2) 工事費請求書または領収書の写し
- (3) 竣工図
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、令和8年度白鷹町浄化槽整備事業費補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。